

学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行う。

設置主体：各学校

構成：当該学校の教職員、心理、福祉等に関する専門的な有する者、その他関係者

根拠等：法 22 条（必置）、基本方針 P21～24

◇構成メンバー（「こまくさ教育支援委員会」がこれを兼ねる）

〈校内から〉

校長、教頭、教務主任、学年主任、特別支援教育コーディネーター、生徒指導主任、教育相談主任

養護教諭

〈外部から〉

学校評議員、学校医

外部からの人材は必要に応じて会議等に参加

「学校いじめ防止基本方針」策定の留意点

【基本方針 P22】

基本方針策定に当たっては方針を検討する段階から保護者等地域の方にも参画いただき（中略）、児童生徒の意見を取り入れるなど（中略）児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるようにする

【具体的な役割】

◇学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

1 PDCA サイクル

◇ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

2 相談・通報窓口

◇ いじめの相談・通報の窓口としての役割

3 情報収集・記録・共有

◇ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

4 組織的な対応の中核

◇ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

重大事態への対処のための調査組織

目的：重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、当該重大事態に係る事実関係を明確にする調査を行う。

設置主体：学校又は学校の設置者

構成：弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）

根拠等：法 28 条①（必置）、基本方針 P25～31

【学校に設置の場合】

◇構成メンバー

学校に置かれた「いじめ防止等の対策のための組織」を母体とし、事態の性質に応じて適切な専門家（上記下線部等）を加える。

学校は重大事態が発生した場合には、直ちに学校の設置者に報告

学校の設置者は「学校が調査主体」となる場合であっても、必要な指導、また、人的措置も含めた支援を行う。

〈山形市教育委員会〉

【調査主体】

※学校からの重大事態発生の報告を受け、学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

〈山形県教育委員会〉

・村山教育事務所の「いじめ解決支援チーム」による支援等

【重大事態の意味について】

(1) いじめにより「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるとき

※いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

等のケースが想定される。

(2) いじめにより「相当の期間学校を欠席」することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※不登校の定義（「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における定義）を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

(3) 「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立て」があったとき

※その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。